

大事なことを皆で考え決めるために<NO. 11>

大事なことは皆で決めよう会

<このパンフは、本会のHP（「大事なことは皆で決めよう会」で検索）にも掲載しています。>

（文中のURLについて：このパンフを本会のHPに掲載する場合に必要なので記載しています。

本会のHPでこのパンフをお読みになる時は、クリックしてください。）

学研高山第2工区のあり方

【1】学研高山地区の概略

* 「関西文化学術研究都市高山地区」は、略して「学研高山地区」「学研高山」という。

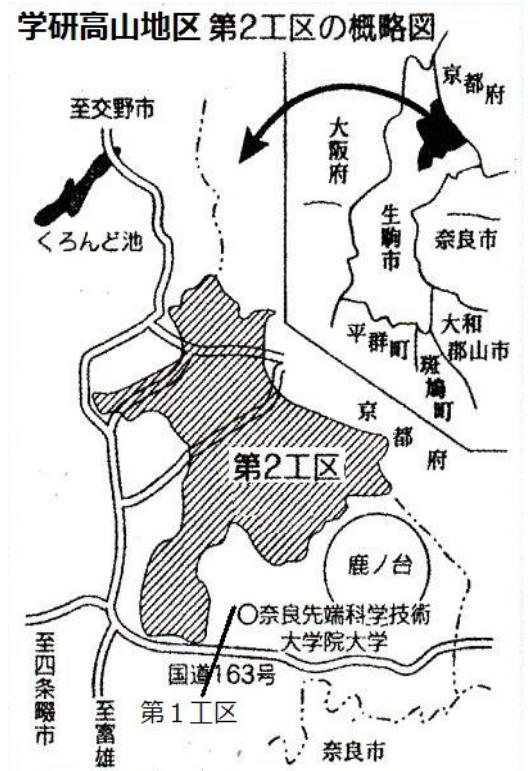
(1) 京都・大阪・奈良3府県にまたがって京阪奈丘陵が広がっている。ここに、関西文化学術研究都市（略「学研都市」）<当初の計画は約3300ha/計画人口38万人>の建設が進められている。学研都市は12のクラスター（地区）からなり、その1つが、生駒市高山町とその隣町にまたがる学研高山地区である。

(2) 学研高山地区は**第1工区（45ha）**と**第2工区（288ha）**に分けられており、前者はすでに開発（用地造成）が終わって、5区画に奈良先端科学技術大学院大学・高山サイエンスプラザ・参天製薬（株）「奈良研究開発センター」・（株）バーレー プラス・日本電気（株）関西研究所（現在は撤退）が立地した。残り2区画は未立地（各約2.5ha）。

後者の第2工区は、奈良県・生駒市・独立行政法人都市再生機構（略「UR」）によるニュータウン事業予定地であったが、

07(H19)年7月、URは第2工区のニュータウン事業中止を発表した。

(3) 第2工区は、標高110～250mで、ほとんどが丘陵地で河川沿いに平地（谷底平野）が分布する。かつて、樹木の大部分は二次林（クヌギーコナラ群落・アカマツーモチツツジ群落）が占め、山間には谷津田が広がり、二次草原も見られた。ため池が散在し、平地は田畑として利用されていた。このように、第2工区では**典型的な里山の景観がのどかに広がっていた**が、近年、荒廃が始まっている。



【2】URのニュータウン事業中止地区一覧⇒別紙1 (<http://shiminhfiles2.cocolog-nifty.com/blog/files/03.pdf>)

【3】URのニュータウン事業中止地域のUR都市機構所有地の地元の地方公共団体への無償移管（無償譲渡）

(1) 前例⇒【2】の別紙1に記載

(2) 首相を長とする行政改革推進会議や財務省の財政制度等審議会では、URの事業中止地区における素地の処分について「公園など公共施設用地として活用できる可能性がある土地について、地方公共団体へ無償移管することも選択肢として検討」することが提示されている。

【4】第2工区のあり方を考える際に押さえるべきこと

- (1) 第2工区は15(H27)年、環境省によって「**生物多様性保全上重要な里地里山**」に選定された
⇒別紙2 (http://www.env.go.jp/nature/satoyama/29_nara/no29-4.html)
- (2) 日本も当然ながら加盟している
「**生物の多様性に関する国際条約**」(http://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/treaty/about_treaty.html)は、生物多様性の保全と持続可能な利用を目的とする国家戦略または国家計画の作成・実行を加盟国に義務付けている。
- (3) (2)に基づき日本政府は、里山などを含めた国土全体の生物多様性の保全を進めるとの
「**生物多様性国家戦略**」(<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives/>)を策定・実施している。
- (4) 「**生物多様性基本法**」(<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/kihonhou/index.html>)は、地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を実施するものとする、としている。
- (5) 「**関西文化学術研究都市サード・ステージ・プラン**」(http://www.mlit.go.jp/crd/daisei/daikan/tsp_sakutei/top_tsp_iinkai.html)は、「残る山林や里山等の自然環境保全」「市民が緑とふれあう活動の推進」を掲げている。
- (6) 以上より、第2工区を「**生物多様性保全上重要な里地里山**」として位置付けた**土地利用計画**の策定・実行は、国際的要請に応えるものであり、日本の国家戦略と「**関西文化学術研究都市サード・ステージ・プラン**」を実現・推進し、生駒市の緑豊かなまちづくりを実現するものといえる。かかる計画は、【3】- (1) でいう前例や【3】- (2) でいう提示を参照すると、ニュータウン事業中止地区である**第2工区**の**URの所有地の生駒市への無償移管を受けるに値する**有意義な利用計画である。その利用計画こそ、**望まれる2工区のあり方を示す**ものである。

【5】望ましい2工区のあり方を示す利用計画とは

【4】のことを押さえると、少なくともURが所有する面積相当分においては生物多様性の保全と持続可能な利用を目的とし、それ以外の部分においてはリニア中間駅の設置など第2工区における一般地権者の賛意を得られるものを目的とする土地利用計画となるのではないかと（リニア中間駅の誘致が不可能と判明した時点で「リニア中間駅の設置など」は削除される）。

【6】望ましい2工区のあり方を示す利用計画を策定するための参考資料

- (1) 07(H19)年6月に市が公表した「**学研高山第2工区まちづくりイメージ（案）**」（第2工区開発3rd案）
⇒別紙3 (<http://takayamasatoyama2.cocolog-nifty.com/blog/files/070615.PDF>)
- (2) 京都府木津川市学研木津北地区土地利用計画<計画対象地面積 約152ha/事業主体 木津川市>
⇒別紙4 (<http://daijiminade.cocolog-nifty.com/blog/files/03.pdf>)
詳しくは、①木津川市学研木津北・東地区土地利用計画 (<http://www.city.kizugawa.lg.jp/index.cfm/10,2591,51,203,html>)
②生物多様性木津川市地域連携保全活動計画 (<http://www.city.kizugawa.lg.jp/index.cfm/10,11003,47,html>)
- (3) 東京都町田市北部丘陵活性化計画<計画対象地面積 380約ha/事業主体 町田市>
⇒別紙5 (<http://daijiminade.cocolog-nifty.com/blog/files/04.pdf>)・別紙6 (<http://daijiminade.cocolog-nifty.com/blog/files/05.pdf>)
詳しくは、町田市北部丘陵まちづくり基本構想/北部丘陵活性化計画
(<http://www.city.machida.tokyo.jp/kanko/shi/hokubukyuryonogoshokai/hokubukyuryo.html>)

(4) 愛知県海上の森保全活用計画 2025 (仮称) (案) <計画対象地面積 約 510ha/事業主体 愛知県/県有地。ただし、旧集落のエリアは民有地で、地権者によって営農活動も行われているが、現在永住者はいない状況>

⇒別紙7 (<http://daijiminade.cocolog-nifty.com/blog/files/06.pdf>)

詳しくは、①海上の森保全活用計画 2025 (仮称) (案) に対する意見の募集について

(<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/shinrin/0000088716.html>)

②海上の森保全活用計画<07(H19).3> (<http://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/43361.pdf>)

③市民が提案する「国営瀬戸海上の森里山公園」のマスタープラン

(<http://www.shimin.gr.jp/download/plan/plan.pdf>)

(5) 国営明石海峡公園神戸地区<計画対象地面積 約 230ha/事業主体 国交省近畿地方整備局>

⇒別紙8 (<http://daijiminade.cocolog-nifty.com/blog/files/07.pdf>)

詳しくは、国営明石海峡公園のHP (<http://www.kobe.kkr.mlit.go.jp/index.htm>)

(6) その他にも里山保全事業の事例があります⇒ http://satoyamakenkyukai.cocolog-nifty.com/blog/06_/index.html

【7】URのニュータウン事業中止めぐる経過 (詳しくは【8】へ)

*URの変遷 : 81.10 住宅公団と宅地開発公団が統合して住宅・都市整備公団に/ 99.10 住宅・都市整備公団が都市基盤整備公団に改組/04.7 都市基盤整備公団は地域振興整備公団の地方都市開発整備部門を統合して独立行政法人都市再生機構(愛称がUR都市機構)に。

<01(H13).12 >閣議決定「特殊法人等整理合理化計画」 : 都市基盤整備公団の新規の宅地分譲事業(都市の外延的拡大につながるいわゆるニュータウン開発事業)は廃止する。

<06(H18).2.3>山下市長就任

<07(H19).7 >URは事業評価監視委員会において第2工区の事業(宅地開発)中止を決定、発表。

<08(H20)年.6.18>これ以降9回の、3者(県・市・UR)による「高山地区第2工区開発計画見直しプロジェクトチーム」(略称「PT」)会合開催。

<10(H22).10.20>突然県は、第2工区まちづくりの検討を中止すると発表。

<10(H22).12 >閣議決定「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針」 : 現在実地中の事業については、平成25年度までに工事を完了し、地価動向等の市場環境の変化にも留意しつつ、平成30年度までの土地の供給・処分完了に向けた取組を促進する。

<12(H24).2.24>市は第2工区へのリニア駅誘致をめざすと発表。

<15(H27).2.26>山下市長が辞職 <15(H27).4.27> 小紫市長が就任

<15(H27).6.12>市は、6月定例議会にて「14(H26)年3月に、第2工区の約6割に当たる約160ヘクタールを所有するURから、所有地を譲渡する申し出があった」ことを公表

【8】参考 : 第2工区をめぐる経過⇒別紙9 (<http://daijiminade.cocolog-nifty.com/blog/files/08.pdf>)

(以上)